援するために、

一時金

31日までに生まれた児童

対象児童 (新生児)を養 手当 (本則給付)の支給

育している保護者

■支給額

児童1人当たり**10万円**

■支給手続き

要件に該当している 児童扶養手当の支給

した方

税または収入が急変 ており、住民税非課

【ひとり親世帯】 一支給対象者 子育て世帯の生活を支

③ 10

月以降令和4年3月

臨時特別給付金支給のご案内 令和3年度子育て世帯への

■お問合わせ先 町民生活課児童母子係 **25** 0997 - 72 - 1060

給される方)をいいま

る保護者 (保護者の所 生まれ)を養育してい ②9月30日時点で高校 金額と同等未満の方) 得が児童手当 (本則給 付) の支給対象となる 平成18年4月1日 (平成15年4月2日

№令和3年9月分の児童

には支給済です。)

|申請不要な方(対象者

手当が支給された公務員

以外の方

は、 児童手当の所得制限限 ※特例給付の受給者と 受給している方 度額以上である方 支給対象者にはなりま ※特例給付の受給者は ①令和3年9月分の児 を支給します! 童手当 (本則給付)を (児童1人あたり月額 律5,000円が支 一支給対象者 令和2年の所得が

る方 の方 ウンロードできます。) 手当の支給対象児童 31日までに生まれた児童 Ⅲ10月以降令和4年3月 Ⅱ高校生のみ養育してい 手当が支給された公務員 I令和3年9月分の児童 ▼申請が必要な方 (様式 ホームページからダ **(新**

■お問合わせ先 町民生活課児童母子係 **25** 0997 - 72 - 1060

令和4年2月28日月

■支給手続き

の世帯】 点で18歳未満 (障害 令和3年3月31日時 【ひとり親世帯以外

Ⅱ新型コロナウイル り、令和3年4月分 していることによ 児童扶養手当を受給 より収入が急変し、 I公的年金等を受給 している方と同じ水 スの感染症の影響に 給を受けていない方 の児童扶養手当の支

迄に申請が必要で

準となった方

児童1人当たり5万 お早目に支給要件を ご確認ください! が受け取れます。 ずれかに該当する方 児の場合、20歳未満 母等で次の①②のい の児童を養育する父 ①高校生のみ養育し

なった方 ②令和3年度住民税 非課税相当の収入と 入が急変し、住民税 年1月1日以降の収 の影響により令和3 は課税だが、新型コ ロナウイルス感染症

れかに該当する方 等で次のⅠⅡのいず 児童を養育する父母

「企業版ふるさと納税」 のお礼

> ■お問合わせ先 企画課産業立地係 ☎ 0997 - 72 - 1112

株式会社 丸嘉(東京都)様より、

ごと創生推進計画」を 本町が実施する 「瀬戸内町まち・ひと・し 応援するためにご寄附をいただきました。

誠に感謝申し上げます。

瀬戸内町長 鎌田 愛人

お済みですか?

子育て世帯生活支援特別給付金の申請は

■お問合わせ先 大島地区消防組合 瀬戸内消防分署警防係 **25** 0997 - 72 - 1190

ます。 また、表彰伝達式に なっておりますこと ウイルス感染症予防 おいては新型コロナ 防車両のみの市街地 午前10時~ 令和4年1 日時 をお知らせします。 係者のみでの実施と 対策の観点から、関 伝達式の開催となり 広報パレードと表彰 は、規模を縮小し消 令和 4 年消防出初式 11時30分 月6日休



交番前 郵便局 (右折) ニシナ電気(右折) きゅら島交流館 きゅら島交流館 大島石油(左折) 古仁屋漁協施設(野積場 ○表彰伝達式 コーラル橋(右折) ↓中央通り

瀬戸内町子ども文化祭実行委員会事務局 担当:大里 **☎** 0997 − 72 − 1117 瀬戸内町教育委員会社会教育課 **25** 0997 - 72 - 2905 での予定) 23日间9時~ 令和4年1月22日出 ①作品展示発表 日時 家族そろって観に来て を開催します。

ください。

瀬戸内町 13時30分~16時(予定) (2)舞台発表 ■ 場 所 令和4年1月23日间

(予定) 書道・絵画・写真など ①作品展示の部

社交ダンス・ピアノな 線・器楽合唱・日舞 郷土芸能・島唄・三味 (2)舞台発表の部

■お問合せ先

(予定)

■主催

瀬戸内町子ども文化祭

瀬

戸内町子ども文化祭のご案内

瀬戸内町文化協会

め、入場制限を行う場 新型コロナウイルス感 ※感染拡大防止 は中止します。 染者が確認された場合 4年1月10日/月以降に 合があります。 ※本町において、 0) た

上)の方は、見学をご 遠慮ください。また、 協力をお願いします。 用と手指の消毒等の御 ※高熱(37. へ場の際にはマスク**着** 5度以

和泊町

(防災拠点施設

■ 場 所

13時~15時

やすらぎ館

きゅら島交流館

■発表内容

その他

議会」(大島地域)を開

行う「あなたのそばで県 などについて意見交換を に出向き、県民と諸課題 県議会では、議員が地域

日頃の成果をご

子ども

ます。

せていただく場合もあり 感染状況等により延期さ ※新型コロナウイルスの 催します。(入場無料)

(23日最終日は16

時ま

20 時

■お問合わせ先 鹿児島県議会事務局総務課 **25** 099 -286 - 5013FAX 099 - 286 - 5655

令和4年2月5日

(土)

をお願いします。

日時

参加時は、

マスクの着用



域の振興策_ あなたの考える大島地

テーマ

内容

瀬戸内消防分署から 令和4年消防出初式」についてお知らせ

についてお知らせし 令和4年消防出初式

○パレード



特定健診・長寿健診のお知らせ



今年度(R4.3.31まで)の健診はお済みですか? お済みでない方は、個別健診受診または情報提供へのご協力よろしく お願いいたします。

- □ 医療機関(町内)にて個別健診 ⇒ 予約して受診 (実施期間R4.2月末日まで)
- □ 情報提供 (40歳~74歳の方) ⇒ 血液検査データを役場へ持参 または かかりつけ病院で情報提供の依頼



問い合わせ先:保健福祉課 保険給付係・保健予防係 電話 72-1068 (課直通)

「古高会講座」で「健康・医療について」

町の健康づくりの取組紹介とミニ健康教育(早寝早起き朝ごはん) 実施しました!!

~あなたの大事な人へメッセージ~

古高生からのメッセージを一部紹介します

仕事が忙しいかもしれ ないけれど、健康の方 が何倍も大事だから 検査には毎年行ってく ださい

体の健康を保つため にも、家族で1年に 1回は健康診断を受 けよう

早寝、早起き、 朝ごはんをみん なでがんばろう

一緒に早起きして 朝日見ようね!

たまには一緒に 運動しようね

健診を受けて元気に 過ごしてね!栄養・ 運動教室でいつまで も元気に!!

朝を制するもの は1日を制する

健診受けてね

元気で いてね

自分の体調も 優先して ずっと健康で いてね



長生きしてください

講座担当:保健福祉課 保健師

~新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金~

国民年金は、年を取ったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、 働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から 国民年金加入のお知らせが届きます。

将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。 国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障 されます。

国民年金の ポイント

老後のためだけのものではありません!

国民年金は、年をとったときの老齢基礎年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。 障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族 (「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16.610円で す。(令和3年度)

「付加年金制度」があります!

国民年金 保険料の お支払い

定額保険料(16.610円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢 基礎年金に付加年金が加算され、年金額を多く受け取れます。

「前納割引制度」があります!

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでおトクです。

口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。 さらに、「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※付加年金及び前納は申出月からの開始となりますので、20歳到達月(20歳の誕生日の 前日が含まれる月)からの納付を希望される場合は、20歳到達中にお申し出ください。

学生納付

特例制度

لح 納付猶予 制度

「学生納付猶予制度」

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が 猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、高等学校、高等専門学校、専修学 校及び各種学校(就業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方 です。

「納付猶予制度」

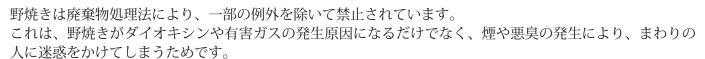
学生でない 50 歳未満の方で、ご本人及び配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険 料の納付が猶予される制度です。

上記の国民年金制度の内容やメリットなどに関する動画はこちら ⇒



■お問合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎ 0997 - 72 - 1060

野焼きは禁止されています



ごみを焼却できるのは、廃棄物処理法第16条の2で定められた下記の場合のみです。

- 1. 法律で定められた廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微で ある廃棄物の焼却として政令で定めるもの

違反した場合には、5年以下の懲役若しくは1,000万以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)、 又はその両方の罰則が設けられています。





野焼き禁止の例外について

野焼き禁止の例外は、下記のとおり廃棄物処理法施行令第14条により定められています。 しかしこれらの焼却であっても、むやみに焼却してもいいというわけではなく、煙や悪臭などで周辺から 苦情が来る場合には、指導の対象となりますので必要最小限にとどめてください。

▶国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例:河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却 海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却

▷震災、水害、火災、その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

例:災害時における木くず等の焼却 道路管理のために剪定した木の枝等の焼却

▶風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例:どんと焼き等の地域の行事における不要になった門松やしめ縄等の焼却

▷農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例:農業者が行う稲わら等の焼却例 林業者が行う伐採した木の枝等の焼却 漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却

▷たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例:たき火、キャンプファイヤーなど行う際の木くず等の焼却

※「たき火」や「キャンプファイヤー」などの軽微な廃棄物の焼却は例外で認められていますが、 その際にビニールやプラスチック類を焼却することは禁止されています。